

保存版

公立学校共済組合

令和7年
(2025年)

年金カレンダー

カレンダーは冊子から取り外せます。
目に付くところに掲示してご利用ください。

月	定期支給関係		送付書類その他手続き関係	
1月	6日(月)	金融機関変更(2月定期支給から)受付締切		
2月	14日(金)	定期支給(12月・1月分)	17日(月)	確定申告開始
3月	5日(水)	金融機関変更(4月定期支給から)受付締切	17日(月)	確定申告締切
4月	15日(火)	定期支給(2月・3月分)		
5月	2日(金)	金融機関変更(6月定期支給から)受付締切		
6月	13日(金)	定期支給(4月・5月分)	上旬	年金支払通知書発送(予定) 『年金フォーラム』第95号発行 (年金支払通知書に同封)
7月	4日(金)	金融機関変更(8月定期支給から)受付締切		
8月	15日(金)	定期支給(6月・7月分)		
9月	5日(金)	金融機関変更(10月定期支給から)受付締切		
10月	15日(水)	定期支給(8月・9月分)	初旬	令和8年分扶養親族等申告書 発送
11月	5日(水)	金融機関変更(12月定期支給から)受付締切	中旬	令和8年分扶養親族等申告書 提出期限
12月	15日(月)	定期支給(10月・11月分)	上旬	年金支払通知書・源泉徴収票発送(予定) 『年金フォーラム』第96号発行 (年金支払通知書に同封)

税務署の窓口の開庁日時や、申告手続きの詳細は、住所地の税務署にお問い合わせください

老齢(退職)を事由とする年金を受給している方のうち、所得税の源泉徴収の対象となる方へ発送します

公立学校共済組合本部 年金相談窓口

☎03-5259-1122 (年金相談専用電話)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前9時～午後5時30分

電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

注:電話以外のお問い合わせ方法や、全国各支部の年金相談窓口については、カレンダーの裏面をご覧ください。

当共済組合を名乗る不審な電話にご注意ください

当共済組合の名をかたり、電話等で年金受給者の方に還付金のお知らせをして個人情報聞き出そうとする、振込みの要求をするなどの情報が寄せられています。このような電話等は、「公立学校共済組合」や「公立学校共済組合友の会」とは一切関係はありませんので、ご注意ください。不審な電話の具体的事例を当共済組合ホームページに掲載しています。



再交付自動受付サービスのご案内

「源泉徴収票」、「扶養親族等申告書」および「年金受給権者 受取機関変更届」の再交付のご依頼は、24時間受付の専用電話による自動受付サービスをご利用ください。ご利用方法の詳細は、カレンダーの裏面をご覧ください。

【再交付自動受付専用電話】

☎03-5259-8852

(携帯電話等でもご利用いただけますが、回線等の事情により、ご利用できない場合があります。)

メモ欄



かめるん

年金相談窓口のご案内

- ・本誌7～9ページに記載のある届出事由に該当したときは、電話または文書で公立学校共済組合本部の年金相談窓口にご連絡ください。
- ・年金についてのご相談やご照会は、本部または退職された支部の年金相談窓口をご利用ください。
- ・電話照会および各種届出の際は、**年金受給者の方の氏名**と**年金証書番号**または**基礎年金番号**を担当者にお伝えください。
- ・年金支給日の前後や休祝日の翌日は電話が大変混み合い、お待たせすることがあります。
- ・電話がつかない場合は大変申し訳ありませんが、しばらくたってからおかけ直しくださいますようお願いいたします。



公立学校共済組合本部の年金相談窓口のご案内

☎ 電話の場合

03-5259-1122 (年金相談専用電話)

- ▶ 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)
 - ▶ 午前9時～午後5時30分
- 電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音しております。
ご理解くださいますようお願いいたします。

✉ メールの場合

公立学校共済組合ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp>)

- ☐ トップページ → 年金受給者(待機者)向け手続き
- ➡ 年金相談窓口 → ご質問・ご相談専用フォームへ



📄 文書の場合

送付先

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台2-9-5
公立学校共済組合本部 年金部

- ▶ 文書により本誌7～9ページの所定の届出を行う場合は、本誌10ページ「年金受給者異動連絡票」、「加給年金額対象者等異動連絡票」、または当共済組合ホームページからダウンロードした手続き用紙をご利用ください(10ページの異動連絡票は切り取る、またはコピーしてご利用ください。)

各支部の年金相談窓口のご案内 (退職された支部の年金相談窓口をご利用ください。)

- ▶ 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)
- ▶ 午前9時～12時 午後1時～5時

支部名	電話番号
北海道	011-204-5889
青森	017-735-3263
岩手	019-653-1547
宮城	022-211-3094
秋田	018-860-5232
山形	023-625-0123
福島	024-521-7803
茨城	029-301-6366
栃木	028-623-3440
群馬	027-226-4570
埼玉	048-830-6688 048-830-6689※

(※) (午前9～12時、午後1時～4時)

支部名	電話番号
千葉	043-223-4116
東京	03-5320-6828
神奈川	045-641-7712
新潟	025-283-5119 025-283-5103
富山	076-444-2300
石川	076-225-1972 076-225-1848
福井	0776-20-0561
山梨	055-223-1746
長野	026-234-5770 026-235-7445

支部名	電話番号
岐阜	058-272-8897
静岡	054-221-3623
愛知	052-951-8470
三重	059-229-0722
滋賀	077-528-4553
京都	075-451-1070
大阪	06-6944-2088
兵庫	078-362-3767
奈良	0742-22-1149
和歌山	073-423-6620 073-499-7146

支部名	電話番号
鳥取	0857-26-7956
島根	0852-22-6284
岡山	086-226-7605
広島	082-513-4959
山口	083-933-4581
徳島	088-621-3182
香川	087-832-3795
愛媛	089-941-5393
高知	088-821-4813
福岡	092-641-4967
佐賀	0952-29-7524

支部名	電話番号
長崎	095-894-3344
熊本	096-333-2680
大分	097-506-5479
宮崎	0985-26-7243
鹿児島	099-286-5207
沖縄	098-866-2066

注意! 間違い電話が多くなっています。
おかけ間違いのないよう
お願いします。

再交付自動受付サービスのご案内 (24時間・年中無休)

再交付自動受付サービスは、「源泉徴収票」、「扶養親族等申告書」および「年金受給権者 受取機関変更届」の再交付のご依頼を専用電話(自動音声によるご案内)により受け付けるサービスです。あらかじめ年金証書番号をご確認の上、ご利用ください。

なお、当共済組合で決定および支給していない年金の書類は発行できませんので、ご注意ください。

再交付自動受付ができる書類

源泉徴収票

扶養親族等申告書

年金受給権者
受取機関変更届

- ◆ 令和7年分の扶養親族等申告書は、令和7年2月25日までの間、再交付を受け付けます。
- ◆ 発行部数はそれぞれ1部です。
- ◆ 再交付する書類は登録住所宛てに送付します。
- ◆ 障害および遺族の年金は、所得税が課税されないため、源泉徴収票および扶養親族等申告書の交付は行っていません。

手続き簡単! 再交付のための **3** ステップ

再交付自動受付サービスのご利用方法

ステップ 1

自動音声のご案内に対する回答内容(ボタンの番号)をあらかじめ太枠部分にメモしてください

自動音声がお尋ねする項目	年金受給者の方にお答えいただく内容(ボタンの番号)
再交付する書類	源泉徴収票……………1 扶養親族等申告書……………3 年金受給権者 受取機関変更届……………5
書類の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9
年金証書番号(8ケタ)	
番号の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9

ステップ 2

専用電話におかけください

☎03-5259-8852

(携帯電話等でもご利用いただけますが、回線等の事情により、利用できない場合があります。)

ステップ 3

音声ガイダンスにしたがって、ステップ 1 のメモを確認しながら電話機のボタンを押してください

ご注意

年金証書番号は、年金証書・年金額改定通知書・年金支払通知書等に記載されている**最後の8ケタの番号**です。番号の押し間違いが多数見受けられます。年金支払通知書等で必ず番号を確認してください。

〈例〉年金支払通知書

支部	種別	年金証書番号
13	21	1 2 3 4 5 6 7 8

**ご自身の証書の
8ケタの番号を
確認してください**

注: お手元の年金証書等に年金証書番号が7ケタで表示されている場合は、年金証書番号の先頭に「0」をつけてください。